

INDEX

- 新年の挨拶
— 東京都福祉保健局高齢社会対策部長
- 最近の動向
「介護老人保健施設運営法人の設立認可取消しについて」
「介護保険サービス事業者等の指定取消処分について」
- 報酬算定・運営基準のQ&A
「外出介助に要する訪問介護員の交通費の取扱いについて」
- お知らせ
「軽度者に対する特殊寝台の購入費助成事業について」
「介護予防支援費の給付費明細書の記載方法について」
「医療費控除の取扱いについて」
「『悪徳商法から高齢者を守るための出前講座』を行います」

かいてき

便り

平成 19 年 1 月 1 日発行

第30号

○新年の挨拶

事業者の皆様、明けましておめでとうございます。

昨年は、改正介護保険制度スタートの年でした。予防重視型システムへの転換、地域密着型サービスの創設など、多岐にわたる改正でありましたが、皆様方のご協力のもと、新制度の円滑な定着が図られてきました。

今年は、新制度下でのサービス内容の充実を目指すとともに、介護保険を持続可能な制度とすべく、従来にも増して給付の効率化・適正化を推進することが課題となります。東京都も、区市町村、学識経験者及び東京都国保連で構成する介護給付適正化プログラム策定委員会の設置など介護給付適正化推進のための新たな事業を実施する予定です。

今後も介護保険事業者の皆様や保険者である区市町村と協力して、介護保険制度の健全な運営に取り組んでいきますので、よろしくお願いたします。

東京都福祉保健局高齢社会対策部長 狩野 信夫

○介護老人保健施設運営法人の設立認可取消しについて 最近の動向

東京都福祉保健局は、11月28日付けで介護老人保健施設「すずしろの郷」を運営する医療法人社団杏枝会に対して、医療法違反(必要な資産を保有していない、決算書が未提出等)により法人設立認可の取消し処分を行いました。都はこれまでに当該法人に対して、適正な運営の確保に向けた改善命令等の改善指導を行ってまいりましたが、その後も必要な措置が講じられず、今後も改善される見込みがないことからこの度の処分に至ったものです。

介護老人保健施設「すずしろの郷」に対しては、10月14日付けで2ヶ月間の業務停止命令が出されていましたが、法人認可の取消しにより、施設の開設許可は同日に失効され、併設の居宅サービス事業所(通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護)の指定の効力も失われました。

この度の業務停止命令に伴う施設利用者の移転等に際しては、関係機関及び介護保険事業者の皆様にご協力いただきましたことをこの場を借りて厚くお礼申し上げます。

【問い合わせ先】施設支援課施設運営係 TEL03(5320)4264

○介護保険サービス事業者の指定取消処分について 最近の動向

東京都福祉保健局は、12月20日付けで「株式会社ナカヤマ」(港区所在)が運営する訪問介護及び介護予防訪問介護の指定事業所「あいヘルパーセンター」(港区所在)の指定取消処分を行いました。

不正請求額は約508万円。主な処分理由は以下のとおりです。

【介護保険法の指定取消理由】

(1) 訪問介護

- ① 居宅介護サービス費の不正請求(介護報酬の過大請求・受領、無資格者によるサービス提供への報酬請求・受領)
- ② 虚偽の報告(虚偽のサービス提供記録の作成・報告)
- ③ 虚偽の答弁(監査における虚偽の答弁)

(2) 介護予防訪問介護

上記(1)の事実により、「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした」と認められる。

※詳細については、東京都福祉保健局 HP (<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>) に掲載されています。

【問い合わせ先】指導監査室指導第一課 TEL03(5320)4290

★前号(12/1 発行)Q&Aの補足説明

外出介助に要する訪問介護員の交通費の取扱いについて

前号(平成18年12月1日発行、第29号)の報酬算定・運営基準のQ&Aにおいて、訪問介護員の交通費を利用者から徴収できるかどうかについて掲載したところですが、これは、個別の事例について都が厚生労働省に確認の上、ひとつの考え方を整理してお示したものです。各事業者における対応の参考にしてください。

○軽度者に対する特殊寝台の購入費助成事業について

お知らせ

東京都福祉保健局では、福祉用具貸与に関する制度改正に伴う移行措置の円滑化を図るため、制度改正前から特殊寝台を利用していた方が自ら購入する場合の費用について、区市町村が助成する場合、本年度に限り、補助することとしました。具体的な事業内容については、各区市町村で定めています。

福祉用具貸与・販売事業者において、この事業を活用して利用者に従前貸与していた特殊寝台を販売する際には、福祉用具としての衛生面や安全性の確保等に留意し、電気用品安全法(昭和36年法律第234号)に基づくPSEマークを付すとともに、価格設定においては貸与期間に応じた減価償却を考慮するなど適正な価格で販売いただき、本事業が健全かつ円滑に実施されるようご協力をお願いします。

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL03(5320)4291

○介護予防支援費の給付費明細書の記載方法について

お知らせ

地域包括支援センターが居宅介護支援事業所にケアプランの作成を委託している場合、介護報酬の請求は地域包括支援センターが行います。請求にかかる給付管理票には、委託先の居宅介護支援事業所番号及び担当した介護支援専門員番号を記載します。ただし、給付管理票と併せて請求する介護予防支援介護給付費明細書(様式第七の二)については、委託先の担当介護支援専門員番号は記載しないよう、ご注意ください。

【介護予防支援介護給付費明細書(様式第七の二)の記載方法】

事業所番号	4 8 9 9 9 9 9 9 9 9	所在地	〒 9 9 9 9 - 9 9 9 9
介護予防支援事業者	介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)	連絡先	電話番号 9 9 9 - 9 9 9 - 9 9 9 9
事業所名称		単位数単価	1 0 0 0 0 (円/単位)

項番	被保険者										請求計算	
1	介護予防支援事業所番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	氏名	利用者	性別	1. 男 2. 女	サービスコード	4 8 2 1	金額	6 6 0 0 0	摘要	
	公費受給者番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	生年月日	1 1 1 1 年 1 1 1 1 月 1 1 1 日	2. 大正 3. 昭和							
	要支援状態区分	1	認定者番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	性別	1. 男 2. 女						
	担当介護支援専門員番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	氏名	利用者	性別	1. 男 2. 女						

介護予防支援費において、居宅介護支援事業所にケアプランの作成委託している地域包括支援センターの場合、担当介護支援専門員番号は記載しないこと。

【問い合わせ先】東京都国保連合会介護事務審査課 TEL03(6238)0207

○医療費控除の取扱いについて

お知らせ

平成18年4月の制度改正に伴う医療費控除の取扱いについて、厚生労働省より通知(平成18年12月1日付)がありました。「東京都介護サービス情報(<http://www.kaigohoken.metro.tokyo.jp/kaigo/>)>書式ライブラリー>介護報酬等厚生労働省からの通知」に掲載しております。なお、個別の取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。

○「悪質商法から高齢者を守るための出前講座」を行います

お知らせ

東京都消費生活総合センターでは、深刻化する悪質商法の被害から高齢者を守るため、ケアマネージャー、ホームヘルパーなど高齢者を見守る身近な方々を対象として、都内所在の介護事業者、関係団体、区市町村等が実施する講座に講師を派遣(都内で希望する場所へ)しています。講座では、悪質商法の最新の手法や被害発見のポイント、対処方法などについて詳しく説明を行いますので、ぜひこの機会にご活用ください。(費用無料)

☆講師派遣 平成19年3月15日まで(土日祝日も実施・12/29~1/3を除く) 午前10時~午後8時の間で2時間程度

☆申込受付 平成19年2月15日(木)まで【先着200回】 ☆申込み受付中☆

☆申込方法 消費生活センター窓口または「東京の消費生活 HP」(<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>)からのダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、下記へFAXしてください。

☆申込み・問合せ先 (社)全国消費生活相談員協会 FAX 03-3448-9830<FAXのみの受付>

TEL 03-5793-7276(月~金9時30分~17時<土日祝日・年末年始除く>)